

会員規約

施行 平成28年4月10日

第1条（目的）

この規約は日本サンキャッチャー協会（以下協会という）会員について必要な事項を定める。

第2条（加盟・入会）

協会規約・会員規約のそれぞれの事項を遵守し誓約すること。

第3条（加盟・入会の方法）

加盟・入会を希望する者は所定の書類に必要事項を記入し、協会事務局あてに提出すること。

（提出は不着等によるトラブルを防ぐため、送致が証明される郵送、宅配便のいずれかの方法とする）

第4条（加盟登録の諾否）

1. 登録の諾否については協会本部が審査を行う。
2. 審査結果については、当該申請者に通知すると共に、理事会または常任理事会にも報告する。

第5条（会員）

本協会の会員は、本協会の基本理念 および目的に賛同して入会した個人 および法人とする。

第6条（会費）

1. 個人会員 300円/月とする。
2. 入会金及び年会費は総会において変更することができる。
3. 既納の入会金及び年会費はいかなる理由があっても返還しない。

第7条（更新）

基本的には自動更新とし、1ヶ月前に申告がない限り、更新に関する文面等は省略する。

第8条（義務）

会員は協会の目的を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。

会員は住所、氏名（法人・団体の名称）、や登録内容に変更が生じた場合、ただちに協会へ届け出なければならない。

第9条（権利・義務の始期）

会員としての権利は、前項の入会手続きが完了した時に発生するものとする。

第10条（会員譲渡の禁止）

会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできない。

第11条（私的利用の範囲外の利用禁止）

会員は、協会が承認した場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用することはできず、また、第三者を通じて使用させることはできない。

第12条（会員資格の喪失）

会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- ・ 協会に所定の退会届を書面で提出したとき。
- ・ 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- ・ 法人または団体の会員の場合、その法人または団体が消滅したとき。

第13条（再入会）

第12条により資格を喪失した者が再入会を希望し、協会がそれを認めたときは、再入会が認められる。

第14条（除名）

会員が定款や本規程の条項等に違反したとき、または協会に損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があったと認められるとき、協会は理事会の議決により会員を除名することができる。